

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

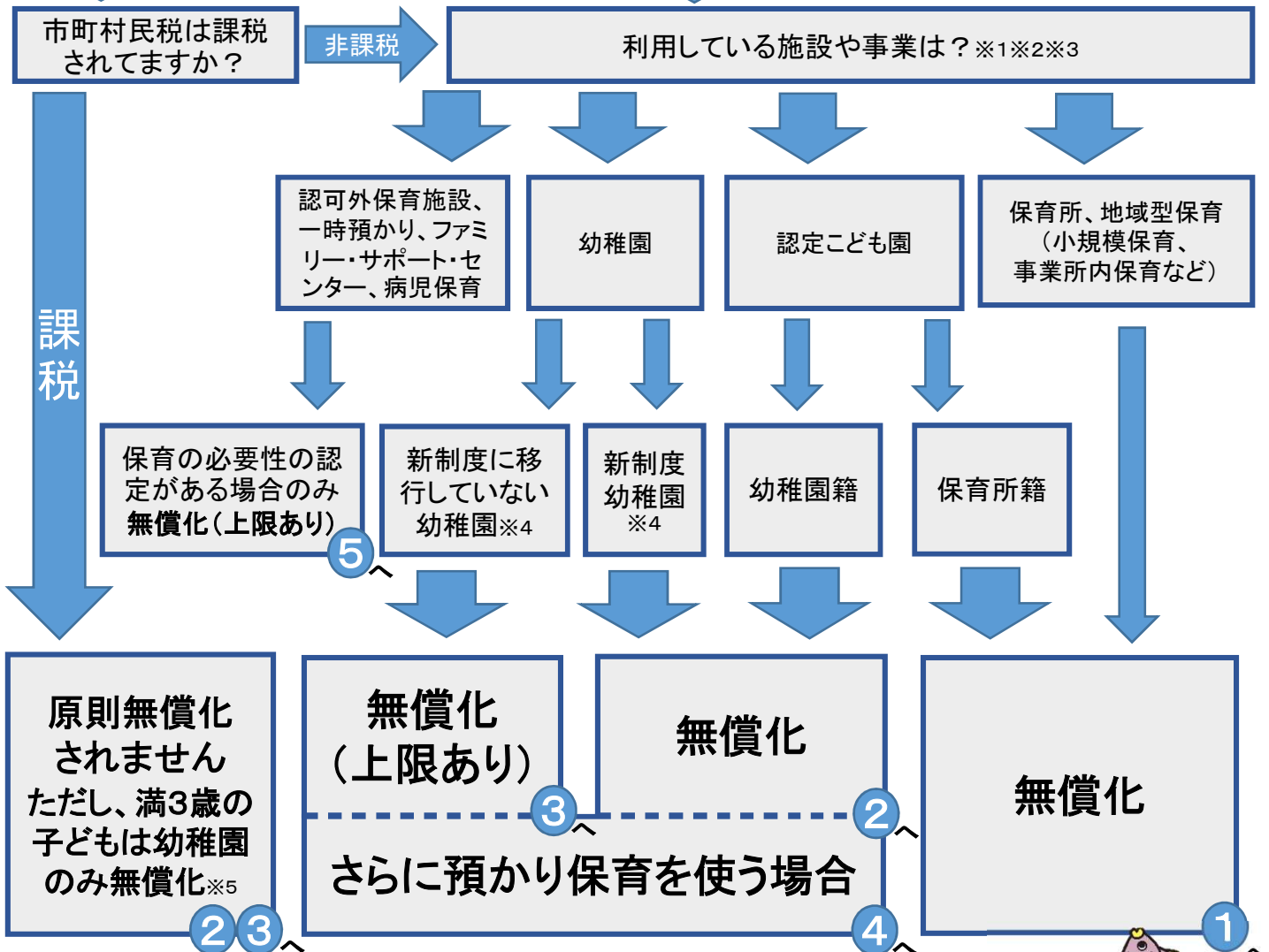
※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

★利用施設や家庭状況によって無償化される上限や範囲が異なります。フローチャートで該当している番号を確認してください。

お子さんの4月1日時点の年齢は？

0歳～2歳

3歳～5歳



★2、3ページに番号ごとの詳細を記載しています。

- ※1 児童発達支援等をご利用の方は⑥を確認してください。
- ※2 企業主導型保育事業をご利用の方は⑦を確認してください。
- ※3 複数施設を利用される方はQ3を確認してください
- ※4 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園、または松前町にご確認ください。
- ※5 幼稚園、認定こども園(幼稚園籍)のみ満3歳(3歳の誕生日の前日)から無償化されます。



1

保育所、認定こども園（保育所籍）、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育など）

- 3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から2歳児までの子どもは、市町村民税非課税世帯が無償化
- 通園送迎費、給食費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までです。
 - 多子世帯や世帯の市町村民税所得割額によっては、副食（おかず、おやつなど）費が免除される場合があります。

2

新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園籍）

- 満3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担
 - 無償化の期間は、満3歳(3歳の誕生日の前日)から小学校入学前までです。
 - 多子世帯や世帯の市町村民税所得割額によっては、副食（おかず、おやつなど）費が免除される場合があります。

3

新制度に移行していない幼稚園

- 満3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料と入園料が月額25,700円まで無償化
- 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担
 - 無償化の期間は、満3歳(3歳の誕生日の前日)から小学校入学までです。
 - 入園料は、月額に換算して無償化されます。
 - 多子世帯や世帯の市町村民税所得割額によっては、副食（おかず、おやつなど）費が免除される場合があります。

4

幼稚園の預かり保育（教育時間外）

- 松前町からの保育の必要性の認定を受けた場合のみ無償化
- 保育の必要性の認定のある3歳児から5歳児までの子どもの保育料が日額450円まで無償化
 - 利用日数に応じて日額450円、月額11,300円を上限に無償化されます。
 - 満3歳児の市町村民税非課税世帯は日額450円、月額16,300円を上限に無償化されます。

5 認可外保育施設等

- 松前町からの保育の必要性の認定を受けた場合のみ無償化
- 保育の必要性の認定のある3歳児から5歳児までの子どもで保育所などを利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化
- 0歳児から2歳児までの子どもは、市町村民税非課税世帯が月額42,000円まで無償化
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までです。
 - 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)などです。

6 児童発達支援等

- 3歳児から5歳児までの利用者負担が無償化
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までです。
 - 幼稚園、認定こども園、認可保育所などと併用する場合も無償化されます。

7 企業主導型保育事業

- 松前町からの保育の必要性の認定を受けた場合のみ無償化
- 3歳児から5歳児までの全ての子どもの標準的な保育料が無償化
- 0歳児から2歳児までの子どもは、市町村民税非課税世帯が無償化
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までです。

(注)詳細については、各施設にお問い合わせください。

★無償化早見表★

	1 保育所 認定こども園 (保育所籍) 地域型保育事業 (小規模保育 事業所内保育など)	2 新制度幼稚園 認定こども園 (幼稚園籍)	3 新制度に移行して いない幼稚園		5 認可外 保育施設等 (一時預かり、 ファミリー・サ ポート・セン ターなど)	
		教育	4 預かり保育 (教育時間外)	教育	4 預かり保育 (教育時間外)	
3~5歳児 クラス	○	○	○(注) (上限日額450円、 上限月額11,300円)	○ (上限月額 25,700円)	○(注) (上限日額450円、 上限月額11,300円)	○(注) (上限月額37,000円)
市町村民税非課税世帯の 満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月 31日までにある子ども)</small>	/	○	○(注) (上限日額450円、 上限月額16,300円)	○ (上限月額 25,700円)	○(注) (上限日額450円、 上限月額16,300円)	/
満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月 31日までにある子ども)</small>	/	○	×	○ (上限月額 25,700円)	×	/
市町村民税非課税世帯の 0~2歳児 クラス	○	/	/	/	/	○(注) (上限月額42,000円)

(注)無償化されるためには、松前町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

Q1 幼稚園や保育所に必要な費用は、全て無償化されますか。

A1 無償化されるのは、原則保育料のみです。

・保育所、幼稚園など全ての施設で、通園送迎費、給食費、行事費、延長保育料など、保育料以外は保護者の負担です。

(注)保育料の中に給食費が含まれている場合は、給食費分は分けて計算します。

(注)ただし、多子世帯や世帯の市町村民税所得割額によっては、副食(おかず・おやつ等)費が免除される場合があります。

・新制度に移行していない幼稚園の場合は、保育料と入園料が月額25,700円まで無償化されます。上限額を超える場合は保護者負担となります。

Q2 満3歳児の子どもが幼稚園へ通っています。フルタイムで仕事をしている場合はその後の預かり保育も無償化されますか。

A2 市町村民税課税世帯は満3歳になった後の4月1日から無償化されます。
市町村民税非課税世帯であれば、満3歳児の預かり保育部分も無償化されます。

・預かり保育は松前町からの保育の必要性の認定を受けた場合のみ無償化されます。

・幼稚園の教育時間部分については、課税の有無に関わらず、満3歳児も無償化されます。

Q3 複数施設を利用した場合も無償化されますか。

A3 ⑤認可外施設等を複数、または⑥児童発達支援等とそれ以外の施設、以外の複数利用は原則無償化されません。

・⑤認可外施設等内の複数利用の場合、上限額(早見表参照)を超えた額については無償化されません。

・幼稚園のみ認可外施設等と複数施設利用できる場合があります。詳しくはQ4をご確認ください。

Q4 幼稚園の預かり保育の料金が上限以下の場合、残りはファミリー・サポート・センターも無料で利用できますか。

A4 原則できません。

・在籍幼稚園の平日の預かり保育が、一日8時間(教育時間含む)未満、または年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合は、預かり保育の上限額(早見表参照)から支給額を差し引いた額が無償化されます。

・上記の要件いずれかに該当する場合は、在籍園の預かり保育を利用せず、認可外保育施設等を利用していても上限額(早見表参照)までは無償化されます。

Q5 保育の必要性とは具体的にどういった事由ですか。

A5 保育の必要性とは就労、求職活動、妊娠・出産、親族の介護・看護、保護者の疾病・障害、就学、災害復旧などがあります。

・就労は月に64時間以上行っている必要があります。

・事由によって認定期間などが異なります。認定期間が終了し、他の事由に切り替えない場合は、保育の必要性がなくなります。

Q6 3歳児、4歳児、5歳児とは、いつ生まれた子どもですか？

A6 令和2年度の3歳児とは平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれ、4歳児とは平成27年4月2日から平成28年4月1日生まれ、5歳児とは平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれの方の事です。

Q7 満3歳児とはどういう意味ですか。

A7 4月1日現在の年齢が2歳で、年度中に3歳になった日から、最初の3月31日までにある子どもです。

Q8 無償化されるために手続きは必要ですか。

A8 手続きが必要な場合もあります。詳細が決まり次第お知らせします。

問い合わせ先: 松前町役場

保育園、幼稚園、認定こども園
認可外保育施設、企業主導型保育事業
① ② 子育て・健康課保育幼稚園係
③ ④ ⑤ ⑦
TEL:089-985-4116
FAX:089-985-4158

病児保育
ファミリー・サポート・センター
⑤ 子育て・健康課児童福祉係
TEL:089-985-4114
FAX:089-985-4158

児童発達支援等
⑥ 福祉課障がい福祉係
TEL:089-985-4112
FAX:089-984-8951